

第11章 市場単価方式

第1．鉄筋工（太径鉄筋含む）

「平成27年度（4月改正）国土交通省土木工事標準積算基準書 VI-2-①-1 鉄筋工（太径鉄筋含む）」によるものとする。

第2．鉄筋工（ガス圧接工）

「平成27年度（4月改正）国土交通省土木工事標準積算基準書 VI-2-①-2 鉄筋工（ガス圧接工）」によるものとする。

第3．区画線工

「平成27年度（4月改正）国土交通省土木工事標準積算基準書 VI-2-②区画線工」によるものとする。

第4．高視認性区画線工

「平成27年度（4月改正）国土交通省土木工事標準積算基準書 VI-2-③高視認性区画線工」によるものとする。

第5．インターロッキングブロック工

「平成27年度（4月改正）国土交通省土木工事標準積算基準書 VI-2-④インターロッキングブロック工」によるものとする。

1. 単 価 表

(1) インターロッキングブロック設置 100m²当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
インターロッキングブロック 設 置 工	材工共	m ²	100	
敷 材 料	再生砂・空練モルタル普通・空練モ ルタル高炉・砂	m ²		
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) 1. 特殊品を使用する場合は、設計単価から標準のブロック材料費を差し引き（設置手間のみ単価の算出）、特殊品の材料費を加算すること。

2. 敷材料は、再生砂・空練モルタル普通・空練モルタル高炉・砂のいずれかを選定し、計上する。

(2) インターロッキングブロック撤去 100m²当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
インターロッキングブロック 撤 去 工	手間のみ	m ²	100	
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) 1. 設置してあるインターロッキングブロックを撤去して再利用する場合は、別途設置手間を加算して計上すること。設置手間については、インターロッキングブロック設置工の設置単価から標準のブロック材料費を差し引いて算出すること。

2. 再利用する場合の敷材料が必要な場合は、(1)単価表のとおりとする。

第6. 防護柵設置工

「平成27年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 VI-2-⑤防護柵設置工」によるものとする。

第7. 構造物取壊工

「平成27年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 VI-2-⑩構造物とりこわし工」によるものとする。

第8．薄層カラー舗装工

「平成27年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 VI-2-⑪薄層カラー舗装工」によるものとする。

第9．道路植栽工

「平成27年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 VI-2-⑦道路植栽工」によるものとする。